

平成21年12月11日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

社団法人電気通信事業者協会
〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階
TEL: (03)3502-0991

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について

<総論>

このたびは、「インターネット上の著作権侵害コンテンツに関する調査へのご協力をお願い」として、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の在り方につきましては、プロバイダ責任制限法及び同法ガイドラインに基づく運用がなされている背景・実態を踏まえ、著作権侵害コンテンツによるビジネス機会の損失を解決する事によって、我が国の国民全ての権利である表現の自由や通信の秘密を侵害する事とならないよう、慎重かつ広く議論する事が必要と考えます。

<各論>

電気通信の悪用による著作権侵害問題が大きくなっている点は、意見募集に記載された趣旨のとおりと理解しております。

(1) 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

仮に、ネットワーク内を流通する電気通信の情報を監視・検閲し侵害コンテンツを削除するといった侵害防止措置を、電気通信事業者に義務付けるとすれば、ネットワークシステムへの負荷に鑑みて数千万のユーザの全トラフィックの監視は現実的ではないうえ、我が国国民に与えられた表現の自由や通信の秘密等の権利を害する大きな問題であり、考え方と致しましても、一部の侵害者を取り締まるための負担を多数の一般的電気通信サービス利用者求める事となれば、受益者負担の原則・公平性を失する点でも問題であります。

(2) 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

発信者情報の開示については、プロバイダ責任制限法及び権利者団体、電気通信事業者、文化庁及び総務省等の関係者により協議・策定された同法ガイドラインにより、「権利の侵害が明らか」といえることが開示関係役務提供者において確認できる場合に、発信者の意見を聞いたうえで発信者情報を開示出来ることとなっております。又、発信者が開示に同意しない場合であっても、権利侵害が明白であるとき(著作物がそのまま転載されている等)は開示が出来ることとなっております。

ところで、現状におきまして発信者情報の開示が積極的になされないとの意見があるかと思えます。

しかしながら、我々電気通信事業者は、憲法による表現の自由及び通信の秘密、これを踏まえた電気通信事業法において、通信の秘密の保護及び検閲の禁止を求められております。個々の通信に於ける発信者情報は、通信の秘密の保護の対象となるものであり、一度誤って開示されてしまえば原状回復が不可能ですから、その取扱いには慎重さが求められるべきものです。また、電気通信事業者は中間者（電気通信を媒介するに過ぎない。）であり、権利侵害の有無を判断出来る立場にありません。そのため、裁判外で発信者情報を開示することに慎重にならざるを得ないという事情があります。

そうした事情の中で、より適切で迅速な発信者情報の開示を進めるためには、ガイドラインの充実等の取組が重要と考えます。

<結び>

以上により、本件につきましては、これ迄様々な場で議論されて来た経緯や、これを踏まえた法規・ガイドラインによる運用がなされている実態を踏まえ、意見募集にあります「現行の対策に対する評価、現行の対策を行ううえで問題となっている事例や考えられる改善策」の検討に当たっては、慎重かつ広く議論する事が必要と考えます。

以上